## 会 議 録

審議会等の 名称	令和2年第5回教育委員会(定例会)		
開催日時	令和2年3月26日(木) 14:00~		
開催場所	山口市役所別館1階第2会議室		
公開・部分公	公開		
開の区分			
出席者	藤本教育長、山本委員、佐々木委員、横山委員、竹内委員、佐藤委員、角川委員		
欠席者			
事務局	藤本教育部長、吉村教育部次長、中村教育総務課長、伊藤教育施設管理課長、重枝学校教育課長、佐内社会教育課長、磯部文化財保護課長、藤井中央図書館長、伊藤教育総務課主幹、岡本教育総務課副主幹		
付議案件	議 案 (1)山口市立学校の会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則 (2) ホロボカヴな際長の数数時間、休暇等に関する規		
	(2)山口市立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 する規則 (3)山口市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則		
	(4)山口南総合センター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する 規則		
	(5)山口市大海総合センター設置及び管理条例施行規則の一部を改正 する規則		
	(6) 山口市社会教育設置等に関する規則を廃止する規則 報告事項		
	(1)令和2年3月定例市議会における一般質問及び教育民生委員会の 概況報告の対応状況について		
	藤本教育長 ただいまから、令和2年第5回教育委員会定例会を開会いたします。 本日の会議録の署名は、山本委員さんと佐々木委員さんにお願いいた します。		
	本日は、議案6件、報告事項1件となっております。まず、これらの 公開・非公開を確認いたします。		
	本日の案件につきましては、市議会に上程する案件等がございません		
	ことから、すべての案件を公開にて審議したいと思います。 公開に賛成される方は、挙手をお願いいたします。		
	(全員挙手)		

それでは、本日の案件につきましては、すべてを公開にて審議いたします。

それでは、まず、議案第1号の「山口市立学校の会計年度任用職員の 勤務時間、休暇等に関する規則」について、事務局から説明をお願いし ます。

重枝学校教育課長。

## 重枝学校教 育課長

まず、議案第1号「山口市立学校の会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則」について、説明をさせていただきます。

議案①の1ページから4ページでございます。

来年度から会計年度任用職員制度が導入されるため、県が新たに会計 年度任用職員に関する規則を制定したことにより、山口市教育委員会に おいても県に沿った形で規則を制定するものでございます。

議案①の2ページをお開きください。第1条に、「この規則は、山口県教育委員会が採用する山口市立学校に勤務する地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の勤務時間、休暇等について」という文言がございますとおり、県が任用する会計年度任用職員における山口市の規則となるものでございます。

来年度より、山口市においても会計年度任用職員制度が始まりますことから、それに伴う規則を制定するものでございます。

ご審議の程よろしくお願いをいたします。

#### 藤本教育長

それでは、議案第1号について、意見や質問等がございましたら、よ ろしくお願いいたします。

(全員挙手)

議案第1号につきまして、承認される方は挙手をお願いいたします。 それでは、原案のとおり、承認いたします。

続きまして、議案第2号の「山口市立学校職員の勤務時間、休暇等に 関する規則の一部を改正する規則」について、事務局から説明をお願い します。

## 重枝学校教

議案第2号について説明させていただきます。

### 育課長

資料①の5ページ6ページ、参考資料②の1ページから4ページをご覧ください。

議案第2号「山口市立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則」でございます。

これは参考資料②の1ページの新(改正後)にございますとおり、第 2条に「在校等時間の上限」を追加し、旧(改正前)の第2条以降を1 条ずつ繰り下げて改正するものでございます。 追加いたしました第2条につきましては、「公立の義務教育小学校の教育職員の給与等に関する特別措置法」の第7条に「業務量の適切な管理や教職員の健康及び福祉の確保を図るための措置を教育委員会が講ずること」ということが規定されておりまして、それに対応した条文となっております。

ご審議の程よろしくお願いをいたします。

## 藤本教育長

それでは、議案第2号について、意見や質問等はございませんか。

### 佐藤委員

本題とは違いますが、参考資料②の3ページに「阿東町の編入に伴う 経過措置」とあります。経過措置というのは永遠に書かれるものなので しょうか。

「経過措置」ですから、経過的な措置の期限があり、開始される時に 消されるものなのでしょうか。

規則改正に伴い、経過措置の文言も一緒に消すということは無いのでしょうか。

## 藤本教育部

この条例や規則がなくならない限り、こうした経過措置をはじめ、い つ改正したのか、いつ合併したのか、といった文言は永遠に残ります。

## 藤本教育長

他に何かございますでしょうか。

それでは、議案第2号につきまして、承認される方は挙手をお願いい たします。

## (全員挙手)

それでは、原案のとおり承認いたします。

続きまして、議案第3号の「山口市立学校における学校運営協議会の 設置等に関する規則の一部を改正する規則」について、事務局から説明 をお願いいたします。

# 重枝学校教 育課長

資料①の7ページ8ページと合わせて、参考資料②5ページから10ページにかけて説明をさせていただきます。

これは会計年度任用職員制度が導入されたことにより「地方教育行政 の組織及び運営に関する法律」第47条の6の規定が、第47条の5に 改正されることに伴う一部改正でございます。

ですから、参考資料②の5ページの新(改正後)の第1条にアンダーラインを示しておりますけれども、その部分が旧(改正前)では47条の6になっており、そこを変えたいということでございます。

ご審議の程よろしくお願いをいたします。

#### 藤本教育長

それでは議案第3号について、意見やご質問等はございませんでしょ うか。

それでは議案第3号について承認をされる方は挙手をお願いいたしま す。

## (全員挙手)

それでは原案の通り承認いたします。

続きまして、議案第4号の「山口南総合センター設置及び管理条例施 行規則の一部を改正する規則」について事務局から説明をお願いします。

## 佐内社会教 育課長

それでは、議案第4号「山口南総合センター設置及び管理条例施行規 則の一部を改正する規則」についてご説明をいたします。

資料は資料①の9ページから13ページまでと参考資料②の11ページから17ページでございます。

本議案につきましては、障がい者の自立と社会参加を促進する事を目的に、本市のスポーツ施設及び文化施設(博物館等)の一部施設について、令和2年4月1日から減免措置を新たに行うこととするものでございます。

具体的には、山口南総合センターを利用する際、半数以上の方が身体障害者手帳等の交付を受けている場合、施設の利用料金の5割を減免することとし、市長部局所管施設の規則をはじめ、山口南総合センターの付属設備器具の利用料金の額等を定める規則も併せて改正されることになっております。

このことに伴いまして、山口市教育委員会所管の規則として、「山口 南総合センター設置及び管理条例施行規則」に規定する様式第1号であ る利用変更許可申請書の関係、様式第2号の利用変更許可書を改正いた します。

改正内容といたしましては、様式第1号と第2号ともに、下の部分に ある「減免額」の欄に第4号該当という字句を追加するものでございま す。

これまでは、第1号から第3号まででしたが、障がい者の方への減額 規定を新たに加え、1号から4号までになるという改正でございます。

議案第4号につきましては以上でございます。

ご審議の程よろしくお願いをいたします。

#### 藤本教育長

それでは議案第4号について、意見、ご質問等はございませんでしょ うか。

なければ、議案第4号について承認される方は、挙手をお願いいたし ます。

## (全員挙手)

それでは原案のとおり承認いたします。

続きまして、議案第5号の「山口市大海総合センター設置及び管理条

例施行規則の一部を改正する規則」について、事務局から説明をお願い します。

## 佐内社会教 育課長

議案第5号「山口市大海総合センター設置及び管理条例施行規則の一 部を改正する規則」についてご説明をいたします。

資料①14ページから19ページまで、参考資料②の18ページから 25ページまでになります。

本規則につきましては、議案第4号と同様、山口南総合センターを利 用する際、半数以上の方が身体障害者手帳等の交付を受けている場合、 施設の利用料金の5割を減免することとし、市長部局所管施設の規則を はじめ、山口市大海総合センターの使用料の額等を定める規則も併せて 改正されることになります。

これに伴い、山口市教育委員会所管の「山口市大海総合センター設置 及び管理条例施行規則」に規定する、様式を変更するものでございます。

様式第1号の利用変更許可申請書、様式第2号の利用変更許可書、様 式第3号の利用許可取消願を改正する必要が生じることになります。

改正内容といたしましては第1号から第3号ともに、枠の下部を太枠 で囲んでいる「減免額」の欄に、障害者関係の項目が新たに加わること ということで、1号追加して新たに第9号該当という字句を、追加で入 れるものでございます。

議案第5号の説明は以上でございます。

ご審議の程よろしくお願いをいたします。

## 藤本教育長

議案第5号について、意見や質問等はございませんか。

## 佐々木委員

16ページの許可申請書ですが、これは先ほどの11ページと見比べ ると、申請者が減免を申請する欄が無いような気がするのですが、どこ かに別途ありますでしょうか。

太枠の中の9号までというお話は分かるのですが、太枠の方は申請を 受けた側が記入すると思うのですが、申請をする側が減免を申請したい という旨を記入する欄がありますでしょうか。

## 育課長

佐内社会教 規則の関係は、本文も含め、表現や様式が施設によってバラバラの状 態になっておりますが、そうした表現の違いによって申請者の不利にな る取り扱いは全く無いとこではございます。

> けれども、そうした細部の統一を図っていくかということについては、 今後の検討課題とさせていただければと思います。

## 佐々木委員

承知しました。ありがとうございます。

## 山本委員

私からもよろしいでしょうか。

同じ市の様式でありながら、字の大きさとかが違う、表題の大きさも 違う、市としての統一感が無いという思いがしておりまして。

特に大きな問題ではないと思いますが、ゆとりがあればご検討くださ 11

- 5 -

佐内社会教 育課長

申請者は施設に置いてある申請書を利用されることもあると思われますが、市ウェブサイトを通じて印刷されることもあるかと思われます。

その際、ご指摘の通り印刷時には小さい文字になってしまうこともあ ろうかと思います。

今現在、フォントも障がいのある方に配慮したフォントに行政関係文書がなっていることもございますので、こうした申請書類関係であったりとか、今後随時更新をかけていったりとかして、統一していく必要があると認識いたしております。こちらも検討をさせていただければと思います。

藤本教育部 長

もうじきですけど、山口市においてユニバーサルデザインで作られている文字がございます。

そうしたものに統一していこうという、今年度はもう終わりですけど も、こうした申請書類といったものを徐々に直していこうっていう動き が全庁的にあるっていうのはお知らせしたいと思います。

竹内委員

一つよろしいですか。様式1について、第4号該当は聞きましたけど、 1号、2号、3号は、どういうものなのでしょうか。

佐内社会教

山口南総合センター利用に関する議案ですね。

育課長

第1号は市が主催する行事であり、全額免除となるものでございます。 第2号は市が後援する事業であり、5割減額となるものでございます。 第3号は市長が特に認める特任事項であり、具体的なものを規定して いるものではございませんけれども、特に市長が必要だと特別に認める 場合については5割減額となるものでございます。

そしてこの度追加する第4号は、利用者の半分以上が障がい者の方の 場合、5割減額となるものでございます。

藤本教育長

他にございますでしょうか。

無いようでしたら、議案第5号について承認される方は、挙手をお願 いいたします。

(全員举手)

それでは、原案のとおり承認いたします。

続きまして、議案第6号の「山口市社会教育指導員設置等に関する規則を廃止する規則」について、事務局から説明をお願いいたします。

佐内社会教 育課長

それでは、議案第6号の「山口市社会教育指導員設置等に関する規則 を廃止する規則」について、ご説明をいたします。

資料①の20ページと21ページでございます。「山口市社会教育指導員設置等に関する規則」につきましては、本市の社会教育の振興や指導に関する職務に従事する社会教育指導員について、その服務や任期等について定める規則でございます。

令和2年4月1日から会計年度任用職員制度が導入されますことに伴い、社会教育指導員につきましても会計年度任用職員の規定によることになります。

このため改正前の地方公務員法に基づき、本規則を廃止するものでございます。

なお、参考ではございますが、この規定によりまして任用しておりました社会教育指導員は平成20年度までで、平成21年度以降は特に任用しておりません。すなわちしばらく利用していない規則であったというような状況でもございます。

議案第6号につきましては以上でございます。

ご審議の程よろしくお願いをいたします。

#### 藤本教育長

では議案第6号について、意見や質問等はございませんでしょうか。 では特にないようでしたら、議案第6号について承認される方は挙手 をお願いいたします。

(全員挙手)

それでは原案の通り承認いたします。

続きまして報告事項に移ります。報告第1号の「令和2年3月定例市議会における一般質問及び教育民生委員会の概況報告の対応状況について」、事務局から説明をお願いします。

# 藤本教育部 長

それでは、まず資料①の22ページでございますが、資料③を用いて 説明いたします。

今回は一般質問につきましては4人の議員から質問がございました。 1ページには、西村議員の「学校教育について」として「GIGAスクール構想」「プログラミング教育」、3ページには、山本敏昭議員の「読書環境の整備について」として「市立図書館」「県立図書館等との連携」、4ページには、桜森議員の「健康都市について」として「がん教育」、最後に山本議員の「外国籍の子どもの就学支援について」として「就学状況の把-握」「不就学の実態」「日本語支援」の質問を受けたところでございます。

まず、5ページ、西村議員でございます。

アンダーラインを中心に説明をさせていただきます。

ICT環境の整備が進んでいる本市としても、「GIGAスクール構想」について取り組まれるようだが、現在の取り組み状況と今後の対応について伺う。」こと、また、「令和2年度に実施される、プログラミング教育に関する本市の現状と今後の取り組みについて伺う。」ということでございます。

これは教育長の答弁でございます。

6ページでございます。「GIGAスクール構想」につきましては、「Society(ソサエティ) 5.0」時代を生き抜くため、ICTを基盤とした先端技術を効果的に活用することとしておりまして、このたび新たに、国の補助事業として、校内ネットワークを整備する事業と、児童生徒1人につき、1台の端末を整備する事業の2つの事業が示され、1月30日に補正予算が成立いたしております。

校内ネットワークを整備する事業につきましては、校内LANの整備 等を行うものでございます。

また、児童生徒1人につき1台の端末を整備する事業につきましては、 平成30年度から、実際には国の「教育のICT化に向けた環境整備5 か年計画」がされておりまして、これは自治体単独で取り組むことでご ざいまして、交付の対象となるものでございます。

この「GIGAスクール構想」は、令和5年度までに、全学年で1人1台の端末を整備することとして、ロードマップで計画されておりまして、令和2年度までに当面、小学校では5・6年生、中学校では1年生を優先的に整備し、活用を図っていくものでございます。

本市の取り組みとしましては、8ページにあります、現在は、校内ネットワークの整備につきましては、高速通信が可能な水準を達成しております。

児童生徒1人につき1台の端末の整備につきましては、全児童生徒の 3分の1以上となるところが完了しております。

この度、令和5年度までに整備を完了できるよう、国の補助金を活用 し、計画的に進めようとするところでございます。

「GIGAスクール構想」につきましては、ICT環境の充実に寄与するものでございますことから、国が補助してくれるこの機を逃すことなく取り組んでまいることといたしております。

9ページにまいりまして、プログラミング教育についてでございます。 プログラミング教育につきましては、令和2年度から小学校において 全面実施され、プログラミング教育の必修化が示されております。

これは、「プログラミング的思考」を養っていくことがねらいとなっておりまして、「コンピュータに指示し、動かすことができる体験」をさせることでございまして、新たに教科を設定するものではなく、既存の「算数」「理科」「総合的な学習の時間」などで実施することになっております。

例えば、小学校5年生の算数では、10ページにまいりまして、コンピュータ上で正三角形や正方形、角が増えた正多角形の作図などをするという授業でございます。

本市におきましては、これまでも各学校への児童用タブレット端末や、 電子黒板の普通教室への設置、無線LANの整備等を行ってきたところ でございます。

また、今年度は銭司小学校がプログラミング教育推進校として指定を 受けておりまして、プログラミングロボットやタブレット端末を活用し て、研究を実践したところでございます。

またその研究につきまして、小中学校情報教育研究会で紹介するなど、 各学校で成果の共有化をしております。

各小学校におきましても、来年度のプログラミング教育の全体計画と 年間指導計画の作成など、指導体制の充実を含む諸準備を進めておりま す。

今後も、教育委員会といたしましては、研修時等に、担当指導主事や 情報教育支援員を派遣するなど、各学校への支援体制の強化をしていく ことといたしております。

この「GIGAスクール構想」におきまして、より効果的な活用ができますように、山口情報芸術センター(YCAM)を有する本市の強みを生かしまして、プログラミング的思考を養うことで、子どもたちの育ちを全力で支えてまいる所存でございます。

次に山本敏昭議員でございます。

読書環境の整備ということで、市立図書館について、3点の質問をいただいております。また、県立図書館等との連携という質問を受けております。

質問の要旨につきましては、「読書バリアフリー法が施行された。地 方公共団体は、当該地方公共団体における計画を策定することとなって いる。ということを踏まえ、現在までの対応と計画策定への今後の取り 組みを伺う。」というものでございます。

13ページにまいりまして、まず、「市立図書館の開館時間を統一できないか。」ということでございます。

3点目として、「雨天時等において明るさが不足していることから、 貸し出し用の照明スタンドの配置ができないか」ということでございま す。

次の①三bにつきましては、これは交流創造部が所管しておりますので、私どもでは答弁をいたしておりません。

次に、県立図書館との連携についてでございますが、「県立図書館で発行されている利用カードと共有化できないか」ということと、「国立国会図書館が所蔵する、歴史的音源の視聴などデジタルデータの活用を図ることで、サービス向上につながるのではないか」というご質問でございます。

それでは答弁でございます。14ページでございます。

読書バリアフリー法についてでございますが、本市といたしましては、 多様な施策の展開を図り、「日本一本を読むまち」の実現を目指してい るところでございます。

誰もが等しく図書館サービスを享受することができるよう、ユニバー サルデザインの考え方を踏まえた取り組みを進めております。

このバリアフリー法につきましては、特に視覚障がい者の方への質問でございまして、視覚障がいのある方への読書環境といたしましては、現在、紙媒体で点字図書600点余り、大活字の図書4,000点余り、CDやDVDなどの音声や映像媒体による資料を所蔵しております。

このほか、中央図書館では拡大読書機、拡大鏡、音声読み上げソフト を搭載したパソコン等を配置しておりまして、各地域の図書館において も、拡大鏡の貸し出しなどを行っております。

また、中央図書館におきましては、全国視覚障害者情報提供施設協会がサービスをしております「サピエ」のサービスを利用して資料の提供を行っています。

加えまして、音訳ボランティアグループ「愛メイト」による、県内で も数少ない対面朗読サービスの提供も行っているところでございます。

また、山口県立図書館においては、点字図書やLLブック、デイジー図書などの充実が図られておりまして、公立図書館との相互貸借などで、利用環境の向上に努めております。16ページにまいります。議員ご案内の「読書バリアフリー法」に規定された地方自治体が策定する「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画」については、国において策定される基本計画や、県とも連携を図りながら策定について検討を進めていくこととしております。

次に、市立図書館の開館時間の統一でございます。

中央図書館は、平成22年5月から国民の休日を開館日に加えたため 火曜日のみが休館日でございます。

小郡図書館は、火曜日及び国民の休日、その他の地域の図書館は、月曜日及び国民の休日、開館時間につきましては、平日を午前10時から午後6時、土曜日、日曜日を午前10時から午後5時までを基本とし、中央図書館及び小郡図書館は、平日の開館時間を1時間長く、その他の地域の図書館は、土曜日、日曜日の開館時間を1時間長く設定いたしております。

この開館時間は、地域の特性、利用の状況等を考慮したものでございまして、合併時に調整・決定したものでございます。

なお、イベント等の開催時期には、フレキシブルな対応をしておりま す。

今後も、開館時間等につきましては、分かりやすい案内や周知ととも に、ご意見をいただきながら、より多くの方々にご利用いただける図書 館になるよう研究してまいりたいと考えております。

次に、ハード面の改善についてでございますが、中央図書館はリニュ

ーアルに取り組んでおり、エントランスエリアにおきましては、開放的な空間の中で、(次に行きまして18ページでございます、)「交流スペース」を新たに設け、照明につきましても、卓上へのLED読書灯、既存照明器具のLEDへの交換をしております。

しかしながら、時間帯や天候などによって見えにくいといった御意見 もございますことから、卓上照明器具の貸し出しについても、サードプ レイスとしての雰囲気にも配慮しながら検討してまいりたいと考えてお ります。

次に、県立図書館等との連携でございます。県立図書館との連携につきましては、県立図書館に限らず、全国の公立図書館が相互に連携、協力しながら、サービスの充実・強化に取り組んでおります。

19ページにまいりまして、現在は、県立図書館の図書の貸出や返却の受け付けに加え、各種調査相談を全国の図書館と協力して回答するなどを行っております。

全国の公立図書館から図書を取り寄せて貸し出すなど、きめ細やかな サービスに努めているところでございます。

ご指摘があった、県立図書館との利用カードの共有化につきましては、 多くの経費を要するシステムの改修などが必要でありますから、今後研 究してまいりたいと考えております。

また、県立図書館等との連携によるサービスの提供につきましては、 次の20ページにまいりまして、市報や市立図書館のウェブサイトでの 広報、パンフレットの配布などにより、周知を図っていきたいと考えて おります。

国立国会図書館が所蔵するデジタルデータの活用につきましては、国 立国会図書館が収集・保存されているデジタル資料を検索・閲覧できる サービスがございます。

約400万点以上が収録されておりまして、承認を受けた図書館のみが閲覧できる資料が、約150万点ございます。

このようなことから、市立図書館の利用者用端末で検索・閲覧が可能となるよう、承認手続きを進めているところでございます。

次に、21ページにまいりまして、桜森議員さんでございます。

質問の要旨につきましては、22ページでございます。「がん教育について本市学校現場における外部人材の活用を含めたこれまでの取り組みと、今後の取り組みについて伺う。」ということでございます。

答弁につきましては、24ページでございます。

がん教育につきましては、義務教育の段階で、がんの予防を含めました基礎的な知識の習得により、共感的な理解を深めたりする機会の提供や、これらを踏まえた適切な指導が必要であるというところでございます。

また、そのためには地域の方や専門的な知識を有する方などに、学習 にかかわっていただいているところでございます。

健康につきましては、自らの健康を適切に管理し、改善していく基礎 的な資質や能力の育成を目途としておりまして、小学校の体育科、中学 校の保健体育科を中心に、総合的に行っているところでございます。

なかでも、小学6年生の体育科、中学3年生の保健体育科で扱っております、生活習慣にかかわるものにつきまして、常習的な喫煙が肺がんなどの病気を引き起こすという仕組みや、生活習慣とがんの関連性について理解を深めるという学習をいたしております。

さらに、学校保健安全委員会で、生活習慣病に関する話を親子で聞く機会を設け、がんに関する年間指導計画の作成、予防や検診の重要性を学ぶ講話を実施、命の大切さやがんと向き合う方への理解を深めているところでございます。

また、令和3年度からの中学校学習指導要領の保健体育科の中に「が んについても扱うものとする」という「がん教育」が示されております。

また、閣議決定されました「第3期がん対策推進基本計画」を踏まえ、 がん教育推進のための教材等の作成・周知や、地域の実情に応じたがん 教育の取り組みの支援を行うというふうにされております。

このようなことから、がんを経験した方々からのお話を聞かせていた だくことなど、外部の方との連携により、がん教育のさらなる充実に努 めてまいります。

次に山本貴広議員でございます。

「外国籍の子どもの就学支援について」でございます。

まず1点目といたしまして、「増加し続ける外国籍の子どもが公立学校に通いやすくするよう、本市における「外国籍の子どもの就学支援」について」。

就学ということで、まず1点目といたしまして、「就学の状況については、どのように把握されているのか。」「不就学の実態について。」28ページにまいりまして、「来年度予算では、日本語指導補助員を2名から13名に増員するということで、これまでの実績とこれからの対応について」ということでございます。

答弁でございます。29ページでございます。

まず1点目の、「外国籍の子どもについて」でございますが、国は今後5年間で、最大34万人余りの外国人労働者が来られるというふうになっておりまして、これに基づき、文部科学省におかれましては、義務教育年齢の子どもの名前や住所を把握する「学齢簿」の作成、不就学の子どもへの家庭訪問などを、令和2年度から実施できるよう、有識者会議で検討されております。

このような中、本市におきましても、(留学や就労のため来日する外

国人は)増加傾向にございます。

30ページにまいります。本市の状況につきましては、小学校33校のうち10校に35名、中学校17校のうち7校に11名、合計46名が在籍をいたしております。

これらの子どもの就学状況につきましては、市民課などの登録窓口に おいて、案内ができる連携体制を整え、把握に努めております。

このことにより、事情や考え、住所、受け入れ学校の状況等を考慮し、 就学先を決定しており、また、相談にお越しいただけない場合には、教 育委員会からご案内をいたしております。

不就学の実態につきましては、31ページでございます。先ほど申しましたように関係部局と情報を共有しながら実態の把握に努めております。現在、インターナショナルスクールに就学中であったり、母国に帰国し就学されたりしている子どもたち数名の状況を確認いたしております。

日本語支援についてでございます。

日本語支援につきましては、本市独自の日本語指導補助員を配置いたしております。

そのことにより、授業内容の通訳や日本語解釈の補足などを行っており、また、日常生活に必要な日本語支援や生活様式などの助言も行っているところでございます。

32ページでございます。そういったことから、一定の効果が表れて いるものと思っております。

しかしながら、一方で、すべての言語に対応できるだけの人材を確保 することは難しい状況でございますことから、タブレット端末等を貸し 出し、翻訳アプリを活用しながら意思疎通を図っているところでござい ます。

また、今後ますます(外国籍等の日本語支援を必要とする児童生徒が)増えてまいりますことから、令和2年度当初予算において、本市独自の日本語指導補助員13名分を提案させていただいたところでございます。

今後とも、山口県教育委員会から派遣されます日本語指導教員及び非 常勤講師、ボランティア団体などの御協力をいただくとともに、タブレ ット端末やポータブル翻訳機を活用し、円滑なコミュニケーションが図 られ、学校生活がより充実したものとなりますよう取り組んでまいりた いと考えております。

以上が、今回の一般質問の内容と答弁でございます。

次に34ページでございます。

3月3日(火)に開催されました、教育民生委員会の概況報告でございます。

まず1点目は、「新型コロナウイルス感染症対策への対応について」でございます。

これは、前の週にありましたことから、令和2年3月2日から令和2年3月26日まで、学校を臨時休校とすることといたしました。ただ、3月2日は午前中2時間程度を臨時的な登校日として、指導時間に充てたところでございます。

卒業式につきましては、現時点では予定通り、中学校は3月7日、小学校は3月19日に挙行することとしておりますが、必要最小限の人数に限って開催することが求められておりますことから、教育委員会といたしましても、出席者を卒業生及びその保護者並びに教職員に限定し、最小限の人数で実施することといたしたところでございます。

また、告示や祝辞につきましても、掲示等によることとし、卒業証書 につきましては、代表者への授与など各学校の状況に応じた対応を要請 するなど、式の時間短縮に加え、出席者に対しましても、マスクの着用 やアルコール消毒の徹底など、感染防止に努めることといたしたところ でございます。

なお、卒業見込者数は、中学校が17校1,530名、小学校が32 校1,679名でございます。

次に、「山口市指定史跡「雲谷庵跡」の屋根等改修工事の完了について」でございます。

「雲谷庵跡」は、改修工事に伴い昨年10月15日から見学を休止しておりましたが、本年1月末に工事が完了したことに伴い、2月1日から見学を再開いたしたところでございます。

雲谷庵跡は、水墨画家・雪舟が国宝「四季山水図」をはじめ数々の名 画を生み出したアトリエでございまして、現在の建物は明治17年に地 元の郷土史家を中心とした有志により再建されたものでございます。

このたびの工事では、茅葺屋根4面のうち特に傷みが進んでおりました山側2面の葺き替えと竹柵の取り換えを行ったものでございます。

茅葺屋根の葺き替え作業を間近に見る機会は大変貴重でございまして、工事期間中の昨年12月1日に現地での説明会、12月15日に見学会を開催いたしましたところ、約40名の皆様に御参加いただき好評を得たところでございます。

本年は雪舟生誕600年という記念の年にあたりますことから、「雲 谷庵跡」につきましても、この機会を捉え、より一層の充実を図り、効果的な活用に繋げてまいりたいと考えておりまして、今年度は、英文を 併記した解説パネルを建物内に配置するなど、訪日外国人観光客の皆様 に、より楽しんでいただけるような職場づくりにも取り組んでまいりたいと存じます。

以上が、この3月定例会の一般質問及び教育民生委員会の概況報告で

		ございます。	
	藤本教育長	それでは報告第1号につきまして、意見や質問等はございますでしょ	
		うか。	
	横山委員	概況報告では、3月2日から云々で「臨時休校」と言われたのですが、	
		資料には「臨時休業」と書かれている、これはどう違うのですかね?	
	藤本教育長	安倍首相が言われたのが「臨時休業」でございます。「臨時休業」が	
		正しいです。	
	重枝学校教	分かりやすさからいうと「臨時休校」のほうがわかりやすい。	
	育課長		
	横山委員	文科大臣も首相も「臨時休業」と言ったり「臨時休校」と言ったり、	
		いろいろとどう違うのかなと。正式には「臨時休業」なのですね。	
	藤本教育長	それでは、以上で、本日の付議案件については終了いたします。	
		次回の定例会につきましては、こちらの第2会議室で、4月21日(火)	
		午後2時からの予定でございます。よろしくお願いいたします。	
		以上を持ちまして、令和2年第5回教育委員会定例会を閉会いたしま	
		す。	
署名	上記のとおり相違ありません。 令和2年3月26日		
		<u>教育長</u>	
		<u>署名者</u>	
		<u>署名者</u>	
		A -34 A 7 - 177 Hull	
		<u>会議録調製</u>	